

伊総発第63号  
平成19年6月19日

伊勢崎市個人情報保護審査会  
会長 小暮清人様

伊勢崎市長 矢内一雄  
(総務部総務課情報公開担当)

伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について(諮問)

このことについて、別紙のとおり伊勢崎市個人情報保護条例(平成17年伊勢崎市条例第18号)の一部を改正したいので、同条例第47条第2項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

## 伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正の概要

### 1 郵政民営化法の施行に伴う改正（第15条第1項第5号関係）

非開示情報である第三者情報の除外規定である公務員情報の中から「日本郵政公社の役員及び職員」に関する情報を除くもの。

#### （改正の理由）

日本郵政公社の民営化に伴い、日本郵政公社の役員及び職員は、国家公務員及び独立行政法人等のいずれにも含まれず、個人情報として取り扱う必要があるため。

#### （現行の規定）

当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

### 2 個人情報保護管理者の設置（第10条関係）

現行の規定に、個人情報保護管理者の設置に関する規定を加えるもの。

#### （改正の理由）

個人情報の管理の責任者を定め、課等を単位とした個人情報の管理体制を明確化することで、実施機関が保有する個人情報をより適切に管理しようとするもの。

#### （現行の規定）

実施機関は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報は正確かつ最新なものとし、漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### 3 公益上の理由による裁量的開示の除外規定（第17条関係）

現行の規定に、公益上の理由による裁量的開示を除外するものとして、第15条第1項第2号を加えるもの。

#### （改正の理由）

第15条第1項第2号に規定する「実施機関が法律又はこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされている情報」については、実施機関に裁量の余地がないことから、法令根拠と同様の取り扱いとするもの。

#### （現行の規定）

実施機関は、開示請求に係る自己情報に非開示情報（第15条第1項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

### 4 代理人請求の場合における「開示請求者」の定義

開示請求をした者（開示請求者）について、「開示請求に係る手続をした者」と「自己情報の本人」に分けて定義するもの。

#### （改正の理由）

現行では、「開示請求者」は第14条第4項において「自己情報の本人」と定義されているが、第13条第2項の規定による代理人請求の場合において、補正要求や開示の実施などの手続の主体となる「本人に代わって自己情報の開示請求をした者」と開示請求に係る情報の主体となる「自己情報の本人」を分けて定義する必要があるため。

#### （現行の規定）

##### 1 改正規定により「開示請求をした者」とするもの（第14条第4項）

実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（前条第2項の開示請求の場合にあっては、当該開示請求に係る自己情報の本人。以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

##### 2 改正規定により「自己情報の本人」とするもの

###### 第15条第1項第5号

開示請求者以外の個人に関する情報（法人等の役員に関する情報及び事業を営む個

人の当該事業に関する情報を除く。)に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、当該情報が次に掲げる情報であるときを除く。

#### 第15条第1項第5号

法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、次に掲げる情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

#### 第16条第2項

開示請求に係る自己情報に前条第1項第5号に該当する情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### 第19条第3項

開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定又は前項の決定(以下「開示決定等」という。)をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

## 5 その他

伊勢崎市情報公開条例との整合性を図るとともに、条文の整備を図るもの。

## 6 施行日

平成19年10月1日とするもの。

### (理由)

上記1の改正規定の施行日は、「郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日(平成19年10月1日)とする必要があるため。また、その他の改正規定も併せて同日で施行しようとするもの。